

10月20日官報告示

生産局畜産部

平成28年10月

肉用子牛の平均売買価格について（平成28年度第2四半期）

- 1 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の平成28年度第2四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなった。

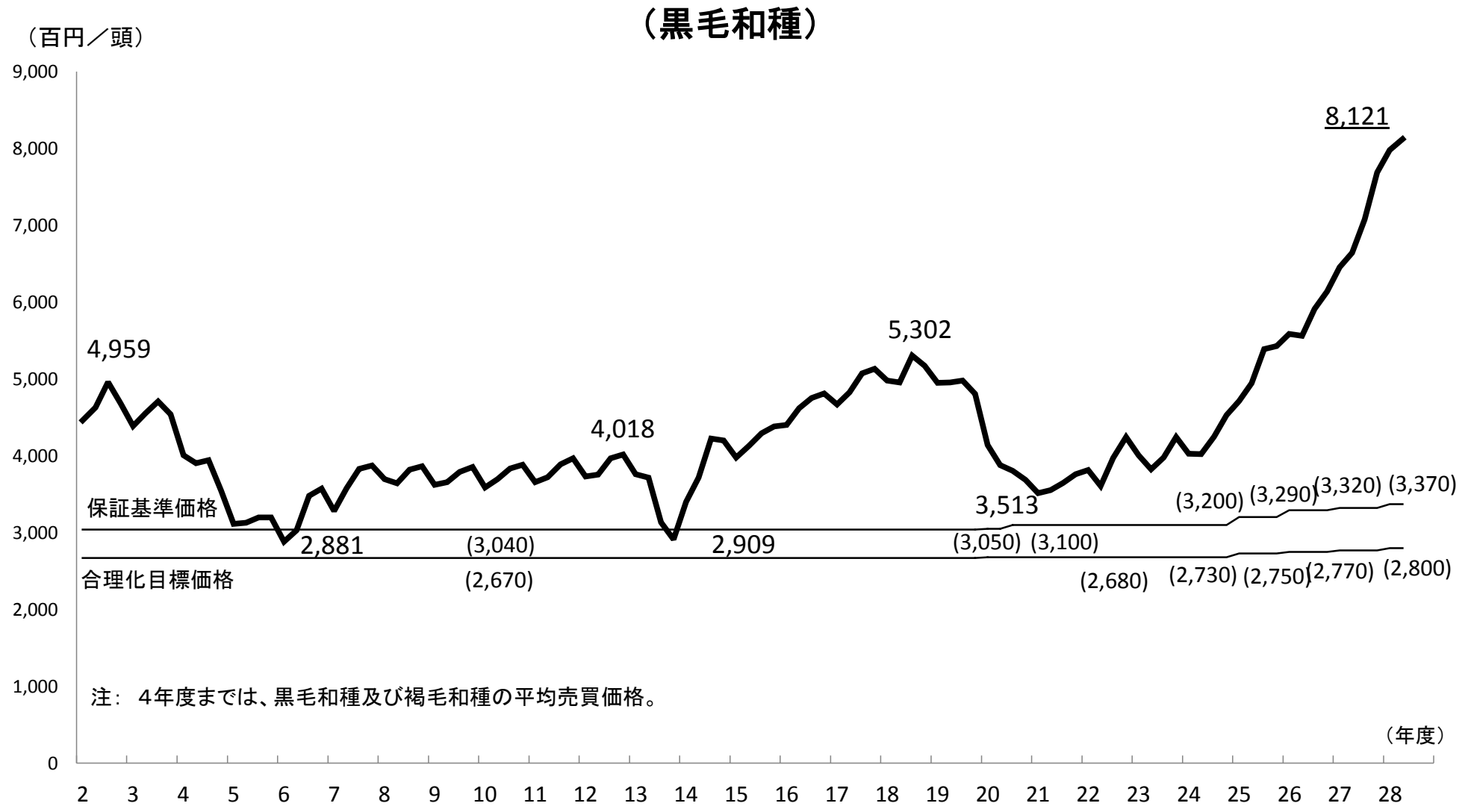
（単位：円／頭）

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		337,000	307,000	220,000	133,000	205,000
合理化目標価格		280,000	257,000	149,000	90,000	147,000
28年度 第2四半期	平均売買価格	812,100	764,800	389,600	216,700	401,200
	補給金単価	—	—	—	—	—

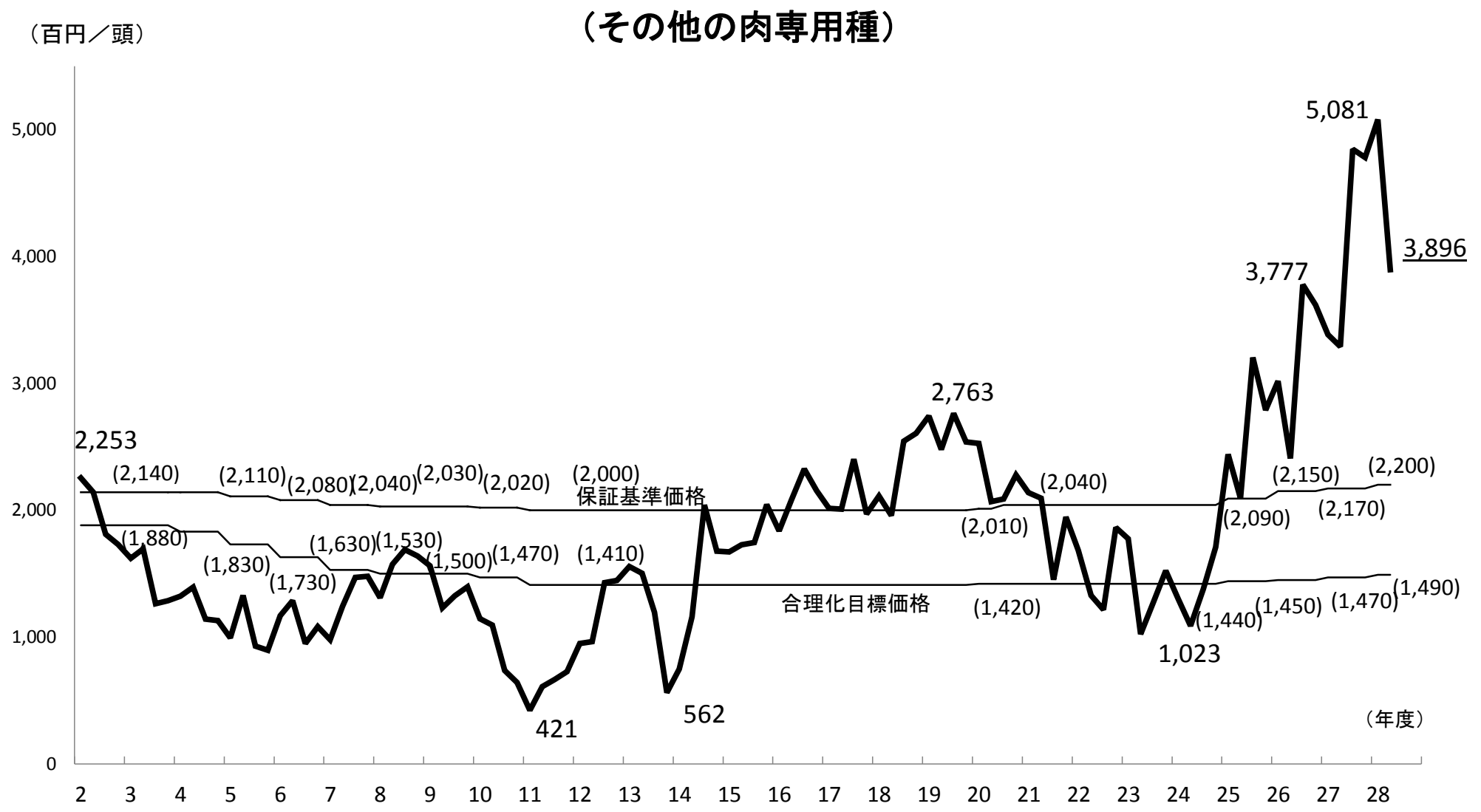
- 2 平成28年度第2四半期においては、全ての品種について、平均売買価格が保証基準価格を下回らなかったことから、生産者補給金は交付されないこととなった。

- 3 また、肉用牛繁殖経営支援事業においても、全ての品種について、平均売買価格が発動基準を下回らなかったことから、同事業に基づく支援交付金は交付されないこととなった。

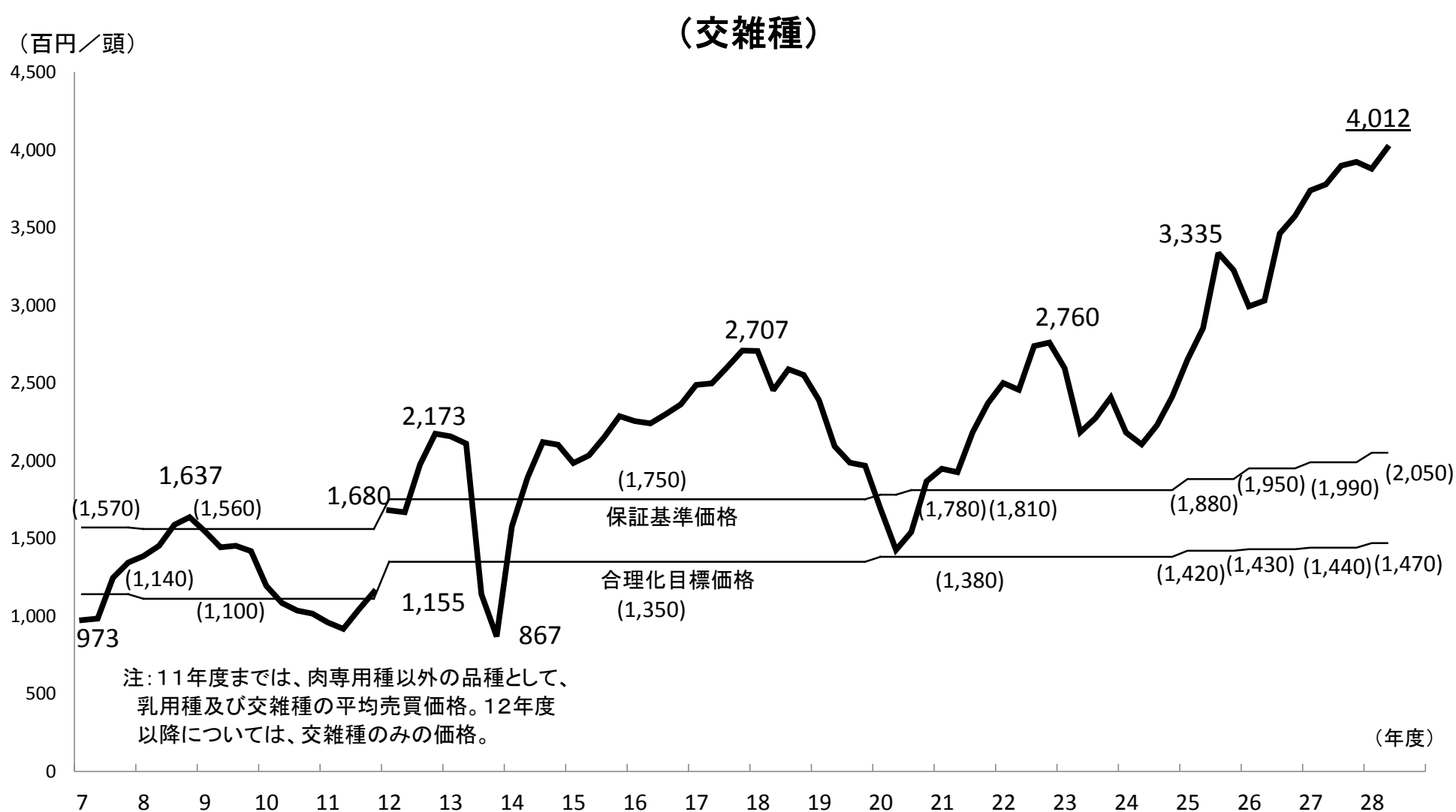
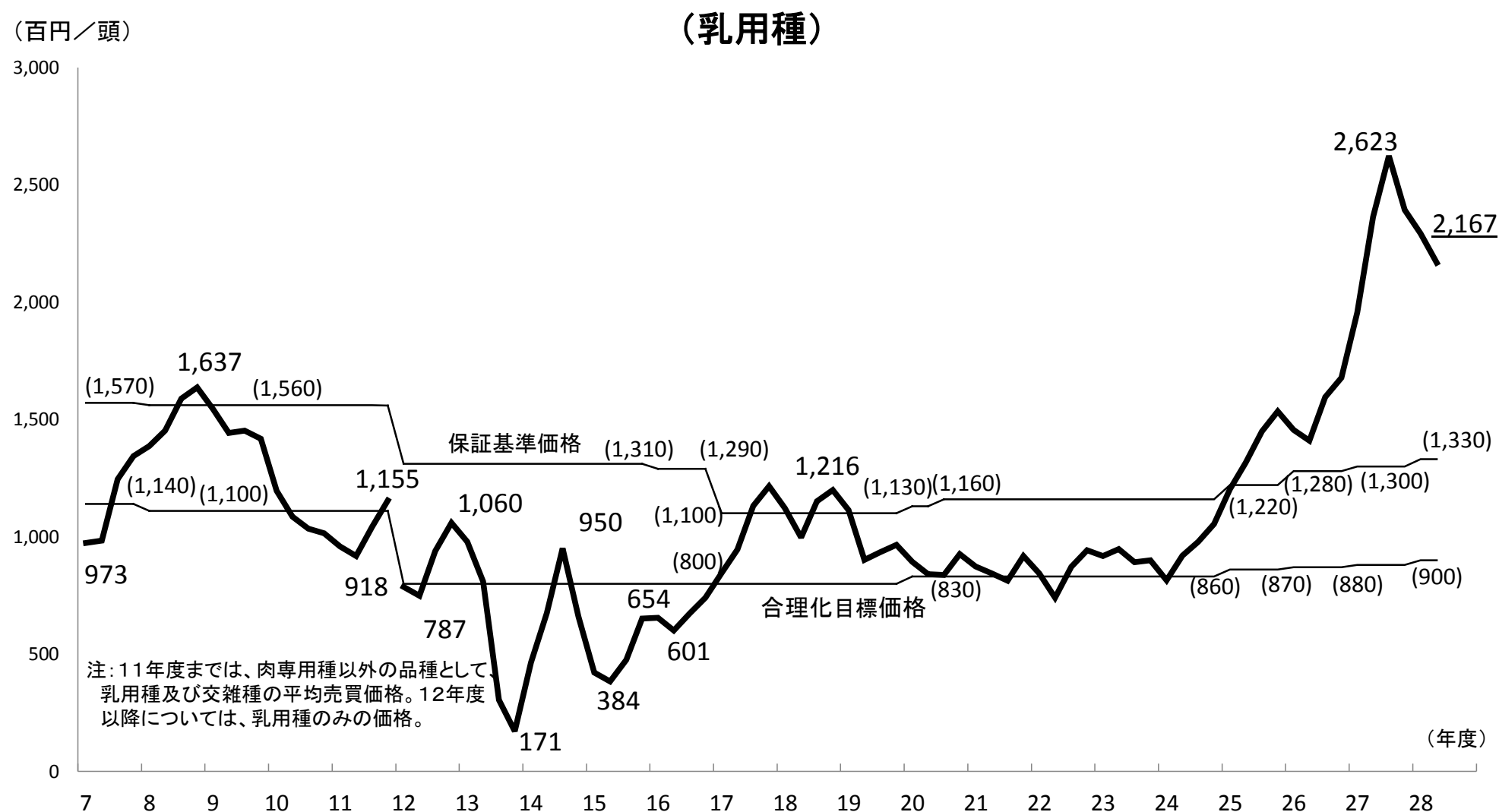
肉用子牛の平均売買価格の推移(1)



肉用子牛の平均売買価格の推移(2)



肉用子牛の平均売買価格の推移(3)



〔省 令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務七七)

○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令(農林水産六七)

〔告 示〕

○平成二十八年年度地方債計画を公表する件(総務三九一)

(総務三九一)

○平成二十八年年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件(同三九二)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件(同三九三)

○除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件(法務五四八)

○除籍の一部が滅失した件(同五四九、五五〇)

(同五四九、五五〇)

五

四

三

二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号トの規定による技能実習を

監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同五五一)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同五五二)

○出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同五五三)

○保健サーベイランス国立研究所建設計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務四〇四)

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産二二)

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件(同二三)

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二四)

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(厚生労働三七九)

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(農林水産二〇九)

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二一一〇)

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件(同二一一一)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件(同二一一二)

五

五

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件の一部を改正する件(同二一一三)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(同二一一四)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件(国土交通一一四八)

○昭和五十六年建設省告示第六百二十七号の一部を改正する件(同一一四九)

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件(同一一五〇、一一五一)

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件(同一一五三)

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件(防衛二〇六)

○道路に関する件(東北地方整備局二二三、二二四)

○都市計画に関する件(関東地方整備局三〇五)

○道路に関する件(中国地方整備局九九)

○道路に関する件(北海道開発局二三六、二三八)

六

七

八

九

〔国会事項〕	九	特殊法人等 独立行政法人都市再生機構関係 会社その他	三
〔人事異動〕	内閣		
〔叙位・叙勲〕	二		
〔官庁報告〕	官庁事項		
八戸地区に係る特定漁港漁場整備事業 計画の変更の公表について (農林水産省)	三		
北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)			
労働			
最低賃金の改正決定に関する公示 (兵庫労働局最低賃金公示四)	三		
国土調査の成果の認証の公告 (国土交通省)	三		
〔資料〕			
機械受注統計調査報告(平成二十八年 八月)(実績)(内閣府)	三		
〔公告〕			
諸事項			
裁判所			
相続、公示催告、失踪、除権決定、 破産、免責、特別清算、再生関係	三		

○農林水産省告示第二千百一十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五條第九項の規定に基づき、平成二十八年七月一日から同年九月三十日まで期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十日

品

種

平均売買価格（消費税額分を含む。）
農林水産大臣 山本 有二

- 黒毛和種 一頭につき、八一二、一〇〇〇円
- 褐毛和種 一頭につき、七六四、八〇〇円
- 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種 一頭につき、三八九、六〇〇円
- 乳用種の品種 一頭につき、二一六、七〇〇円
- 肉専用種と乳用種の交雑の品種 一頭につき、四〇一、二〇〇円